

2025年7月

御得意先様各位

EUDR（欧州森林破壊防止規則）対応についてのご案内

株式会社 マルエム
大阪市城東区関目2丁目7-29
TEL 06-6931-4793
FAX 06-6932-6189

拝啓 貴社益々ご清栄の段お慶び申し上げます。
平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ではございますが、表題の件につきましてご報告させていただきます。
EUでは、森林減少防止を目的としてEU域内で流通する特定の品目に関し、当該品目の生産において森林減少を引き起こしていない事の確認（森林デューデリジェンス）等を義務化する規則が2023年6月9日に官報にて公表されました。
本規則は、当初2024年12月30日からの適用開始が予定されていましたが、欧州委員会は2024年10月3日、1年間の適用延期を提案し、同年12月に合意されました。同規則は、2025年12月30日から（小規模・零細事業者は2026年6月30日から）適用されます。
対象となる特定の品目には、EU域内で流通する牛・カカオ・コーヒー・アブラヤシ・ゴム・大豆・木材の7品目とその派生製品（牛肉・チョコレート・パーム油・タイヤ・木製家具・印刷紙等）が含まれます。
EUで対象となる特定の品目を提供する事業者は、（1）森林減少フリー製品であること（2020年12月31日以降に森林減少していない土地で生産されたこと）
（2）生産国の関連法規に従って生産されている事を確認し、（3）これらを証明するデューデリジェンスステートメントを作成し、提出されることが求められております。

弊社製品にて該当するものが、スポイドゴム（天然）となります。
現状、スポイドゴム（天然）につきましては、EUDRに適合しておりません。
弊社協力工場と協議した結果、現在上記条件に適合する原料が国内には無く、対応を行うには海外からの輸入となります。
購入単位、価格、リードタイム、事務的な対応などを考慮致しますと現実的に対応が困難であり、EUDR対応品への切り替えを見送り、既存品での販売を継続致します。
現在、既にEU向けにご使用頂いている製品、今後EU向けにご検討頂く製品につきましては、製品の変更や仕様変更などをご検討願います。
なにとぞ、ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

※スポイドゴム（天然）につきましては、EUDRに適合はしておりませんが、品質に問題がある訳ではございません。